

# 放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会 (第2回) 議事要旨

## 1. 日時

平成28年6月27日(月) 14時00分～16時00分

## 2. 場所

総務省11階 11階会議室

## 3. 出席者

### (1) 構成員・「放送を巡る諸課題に関する検討会」座長

新美主査、大谷構成員、宍戸構成員、多賀谷検討会座長

### (2) 総務省

太田総務大臣補佐官、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、久恒同局放送技術課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、藤波放送政策課企画官、大内同課統括補佐、林同課課長補佐

## 4. 議事要旨

### (1) 資料の説明

事務局から資料に沿って、放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会「報告書」案の説明が行われた。資料についての説明を行った。

### (2) 自由討議

#### ①本取りまとめの位置付けと今後の放送全体の方向性

- ・ 検討会でも意見があったが、なぜ放送事業者がネットの世界に出て行って放送関連サービスを提供する必要があるのか？という問いの答えがあった方がよい。「ライフスタイルの変化」や「おわりに」等に、「ネットが普及し情報が多様化したのが、問題も起こっているので、放送事業者が国民に対してあまねく、信頼性のある情報を正確に伝達し、維持することが必要」ということを記載したほうがよい。
- ・ マルチスクリーンが一般的になると多言語放送ではなく、ネットで自動翻訳ソフトを使えば対応可能になり、放送という概念は変わる。何をもちょう放送というのかどこかで議論しておいた方がよい。
- ・ 放送法上の「放送」は、同時・同報性に力点を置いていたが、今後どう整理していくのか。放送とそうでないもので区別するのか、それとも、国民に見ていただきたいものとして国が規律するもの、自由だが視聴者側で選択できるもの、そうでないただのコンテンツ、などどういう目的で規律をかけるのかに応じて、区別をし直す必要があるだろう。
- ・ 2020年代には①40代以下は視聴率低い、②テレビ保有率が下がってくる、③世帯の数も下がる、といった状態になるため、現在、VFMは1を超えているが、10年後はかなり下がるだろう。黒船的なインターネット視聴が先に伸びると、公共放送の基盤が厳しくなる可能性もあるため、今から備えるべきである。
- ・ 情報通信分野において、今まで放送が社会の中で担ってきた役割や機能のなかで守るべきものは何か、その範囲のなかでビジネスを考え、制度でここは絶対守るなどといった話が「はじめに」の中に記述されているとよい。

- ・ 「はじめに」のところで、インターネットの技術について述べられているが、その中で放送がどういう状況にあるか、明確に記載した方がよい。

#### ②視聴者利益の確保

- ・ テレビジョン放送のバリアフリー化、放送設備の安全信頼性の確保や放送分野の多言語対応の強化は必ずしも地域情報だけの問題ではないため、地域情報の確保の項目に入れると、問題を矮小化しているように感じる。視聴者利益に直結するので、そこで再構成したほうがいいのではないか。
- ・ 視聴データの活用については、事業者にも話を聞くとともに、視聴者からも意見を聞くべきである。視聴者からしたら、自分がどんな番組を見てどのようなツイートをしたかを把握されることについて嫌悪感を抱く人もいるだろう。
- ・ 「はじめに」で、「放送法第1条第1号の『放送が国民に最大限普及されて、その効用をもたらすことを保障すること』に基づき、大きな視点で検討している」と書くのはどうか。また、「視聴者視点」が出てくるが、唐突感があるので、「放送の視聴者の利益に向けてどのような貢献ができるかが放送政策の基軸」という内容があったほうがいい。
- ・ 改正個人情報保護法との関係で、様々なものが法対象となっているが、単にルール作りだけではなく、実効性を確保するような仕組みも検討を始めていくべき。

#### ③受信料制度の在り方

- ・ NHKは、番組編集は自主自律で行われている報道機関である反面、国民視聴者からの受信料で成り立つ特殊法人でもあるため、しっかりコスト・ベネフィット感を持って行ってやらなければならない、とした方がよい。
- ・ スマホでフルセグを見られるので、今のような受信料徴収では不公平感が広がる可能性がある。
- ・ 東京オリンピック後は視聴環境も大きく変わる。その時を睨むと、今、対処しないといけないものもあり、この危機感をどう捉えるかが重要である。

#### ④NHKのガバナンスの在り方

- ・ ある番組で、制作費が激しく上下したことがあり、その資料について、経営委員会でも詳細なものは得られなかった。仮に第三者委員会を作ったとしても同じ問題がおこる。
- ・ 権限の問題もあるが、技術的な面もある。1分あたりの編集費、再利用している機材と新設の機材等、物数を追えるような専門家が入らないと、いたずらに管理コストばかりかかり、実効性がでないことになる。
- ・ 第三者機関というよりも、第三者の視点でチェックをうけ、それが経営に生かされるようになり、視聴者や経営委員会にしっかりと説明できることが重要。どのような判断をし、どのようにお金を使い、その成果をどう生かし、また次期の予算の配分に使っているのか見えるようにし、効率的な経営をしてもらうことが本旨。

#### ⑤その他

- ・ 本会合での意見を踏まえた「報告書」案についての修正は主査に一任され、主査から「放送を巡る諸課題に関する検討会」へ報告することで了承された。

(以上)